表四一の項を次のように改める。

四一	削除

表四三の項及び四四の項を次のように改める。

四三	削除
四四	削除

表四七の項を次のように改める。

四七	削除

六　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

第二項の表二三の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表二四の項及び二五の項を次のように改める。

二四	削除
二五	削除

七　平成元年郵政省告示第六百七十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三四の項及び三五の項を削る。

八　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四四の項及び四五の項を次のように改める。

四四	削除
四五	削除

九　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六七の項を次のように改める。

六七	削除

第二項の表六八の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第二項の表一四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表三八の項及び三九の項を次のように改める。

三八	削除
三九	削除

十一　平成六年郵政省告示第百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第二項の表一六の項及び二〇の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十二　平成七年郵政省告示第七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十三　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十四　平成十年郵政省告示第三百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

十五　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三十の項を次のように改める。

三十	削除

第一項の表三三の項及び三四の項を次のように改める。

三三	削除
三四	削除

十六　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

二	削除